

東京大学大学院法学政治学研究科入学試験問題集について (修士課程・博士課程・専門職学位課程)

入学試験の過去問題集は下記の文学部文献複写センターで購入できますので、お問い合わせください。

文学部複写センター

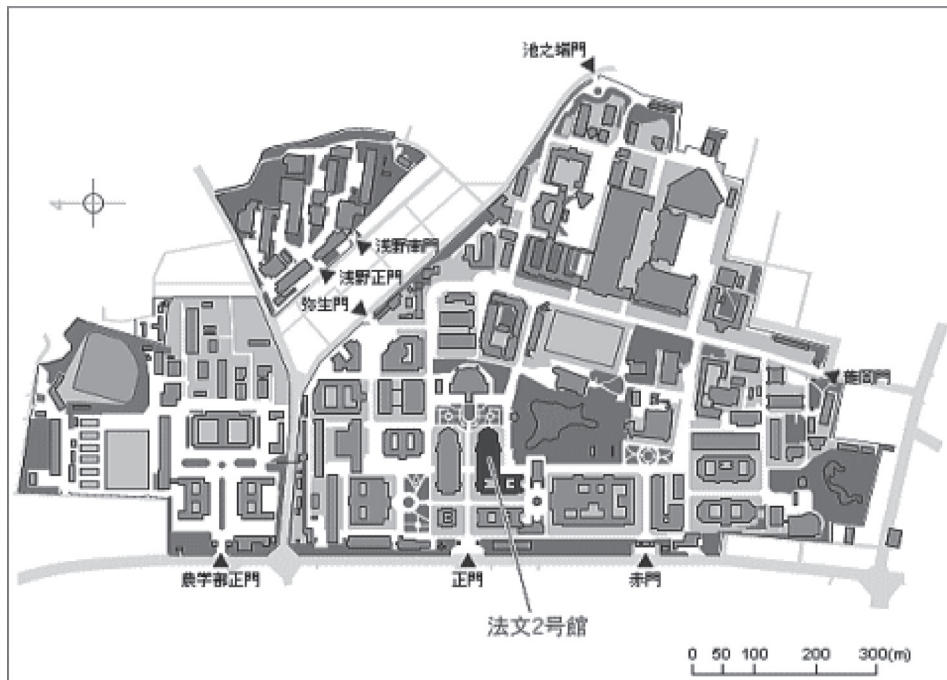
〒113-0033

東京都文京区本郷7-3-1

東京大学文学部法文2号館地下1F

03-3814-9301

<http://www7b.biglobe.ne.jp/~printservice/>



- ・東京メトロ 本郷三丁目出口徒歩10分
- ・東京大学正門を入って約100m
- ・文学部法文2号館入口から地下へ
- ・降りてすぐ左はコピー室です
- ・コピー室には呼び出しもあります
- ・つきあたり左奥が店舗になっています。直接いらっしゃっても結構です

法学政治学研究科入学志願者 各位

東京大学大学院法学政治学研究科

風水害等の災害により被災した入学志願者の検定料免除について（通知）

本学では、地震や台風など風水害等の災害で被災した受験生の経済的負担を軽減し、進学機会の確保を図るため、検定料を免除する措置を講じることとなりましたのでお知らせいたします。

ついては、措置の概要等を記載した通知を確認のうえ、免除を希望する場合は、本研究科が定める受付期間内に申請するようお願いします。

記

<修士課程・博士課程・専門職学位課程>

申請受付期間：出願期間と同じ

出願方法：検定料の納付に関する出願書類に代えて、下記URLに掲げる検定料免除申請書に証明書等を添えて出願書類に同封すること。なお、本申請をする場合には検定料を入金しないこと。審査の結果、免除の対象とならないと判断された場合、別途検定料の納付に関する連絡をいたします。

※申請にあたっての詳細なお知らせ、様式等は下記URLを参照してください。

http://www.j.u-tokyo.ac.jp/admission/graduate/fee_exemption/

問合せ先：〒113-0033 東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院法学政治学研究科大学院チーム 電 話 03-5841-3111, 3110

長期履修学生制度について

東京大学大学院法学政治学研究科では、職業等に従事しながら学習を希望する者の学習機会を一層拡大する観点から、個人の事情に応じて柔軟に修業年限を超えて履修を行うことが可能となる「長期履修学生制度」を修士課程・博士課程において導入しています。

この制度を利用すれば、標準修業年限（修士課程においては2年、博士課程においては3年）を超えて履修計画を立てることが可能となり、また授業料についても、たとえ4年あるいは5年の履修計画を立てた場合でも、修士課程においては2年分、博士課程においては3年分の授業料で済みます。（ただし、履修計画を立てられる年数は、修士課程においては4年まで、博士課程においては6年までです。）

この制度を申請できる対象者は以下のとおりです。

- （1）官公庁・企業等に在職している者（給与の支給を受け、職務を免除されている者を除く）や自ら事業を行っている者などフルタイムの有職者のほか、アルバイトやパートタイムに従事する者（ただし、修学に影響を与えない範囲での軽微なアルバイトやパートタイムに従事する者を除く）
- （2）出産、育児又は親族の介護を行う必要がある者
- （3）視覚、聴覚、肢体その他の障害があるため長期にわたり修学に相当な制限を受けると認められる者

長期履修学生制度の利用を希望される方は、合格後に所定の手続により申請を行う必要があります。研究科が就業、育児又は介護の形態や計画及び履修計画を勘案のうえ、長期履修学生の決定を行います。

この制度の詳細については大学院チーム（03-5841-3111,3110）までお問い合わせ下さい。

先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム（以下「本プログラム」といいます）は、急速に変貌しつつある広義のビジネスロー領域について、実務との密接な連携のもとで、理論的考究と実務面に関する知識の獲得の両面において大学院教育を強化することを目的とするもので、本プログラムの修士課程修了者には修士の学位記とは別に本プログラムの修了証を交付し、博士課程修了者の学位記には本プログラム修了を付記します。

<本プログラムへの登録資格（総合法政専攻に所属する学生の場合）>

租税法、財政法、国際経済法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、破産法、労働法、経済法、国際私法、知的財産法、刑事学、社会保障法、消費者法のいずれかを専攻する者

<本プログラム修了要件（総合法政専攻に所属する学生の場合）>

(1) 修士課程の場合：下記のいずれも満たすこと。

ア 本プログラム指定科目(※)から26単位以上（うち、法学政治学研究科（総合法政専攻）の授業科目であるプログラム指定科目を18単位以上）を修得すること。なお、専攻指導を8単位まで含めてよい。

イ 「先端ビジネスロー基礎セミナー」を2単位以上修得すること。

(2) 博士課程：次のいずれも満たすこと。

ア 本プログラム指定科目(※)から16単位以上（うち、法学政治学研究科（総合法政専攻）の授業科目であるプログラム指定科目を12単位以上）を修得すること。なお、専攻指導を8単位まで含めてよい。

イ 「先端ビジネスロー発展セミナー（基礎編）」を2単位以上修得すること。

ウ 「先端ビジネスロー発展セミナー（応用編）」または「先端ビジネスロー発展セミナー（医事法編）」を、2単位以上修得すること。

(※) 本プログラム指定科目は、以下のウェブページに掲げています。

<https://www.j.u-tokyo.ac.jp/graduate/admission/advancedblp/>

* 上記のセミナーは、いずれも本プログラム指定科目であり、「先端ビジネスロー発展セミナー（医事法編）」を除き、隔週で、Sセメスター、Aセメスターそれぞれ1単位科目、木曜5限（16:50～18:35）を予定しています。

* 本プログラム指定科目の単位は、修士課程・博士課程のそれぞれの修了要件単位（修士課程については30単位、博士課程については20単位）にも充当されます。

<本プログラムへの登録方法>

職業人特別選抜（修士課程D選抜と博士課程B選抜）による入学者は本プログラムに自動的に登録されます。それ以外の選抜方法による入学者については2025年3月に本プログラムへの募集を行います。

<先端ビジネスロー国際卓越大学院プログラム・ホームページ>

<https://ablp.j.u-tokyo.ac.jp>